

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1. （自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえで、当店で返却します。

3. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、(1)および(2)において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記 1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下それぞれ「自由金利型2年定期預金（M型）」、「自由金利型3年定期預金（M型）」、「自由金利型4年定期預金（M型）」、「自由金利型5年定期預金（M型）」という。）の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日に支払います。
- ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以

下「満期払利息」という。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 自由金利型 2 年定期預金 (M 型)、自由金利型 3 年定期預金 (M 型)、自由金利型 4 年定期預金 (M 型) および自由金利型 5 年定期預金 (M 型) 以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型 2 年定期預金 (M 型) の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

a. 預金口座に振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

b. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型 2 年定期預金 (M 型) と満期日を同一にする自由金利型定期預金 (M 型) (以下「中間利息定期預金」という。) とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自由金利型 2 年定期預金 (M 型) に継続します。

③ 自由金利型 3 年定期預金 (M 型)、自由金利型 4 年定期預金 (M 型) および自由金利型 5 年定期預金 (M 型) の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息および自由金利型 3 年定期預金 (M 型)、自由金利型 4 年定期預金 (M 型) および自由金利型 5 年定期預金 (M 型) を複利型とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、元金に組入れて自由金利型 3 年定期預金 (M 型)、自由金利型 4 年定期預金 (M 型) および自由金利型 5 年定期預金 (M 型) に継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息 (中間払利息を除く。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を第 11 条 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日 (継続したときは最後の継続日。以下同じ。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって計算 (複利型とした場合は、6 か月複利の方法によります。) し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) との差額を清算します。

① 自由金利型 3 年定期預金 (M 型)、自由金利型 4 年定期預金 (M 型) および自由金利型 5 年定期預金 (M 型) 以外の場合

a. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%

- c. 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 自由金利型3年定期預金（M型）の場合
 - a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- ③ 自由金利型4年定期預金（M型）の場合
 - a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- ④ 自由金利型5年定期預金（M型）の場合
 - a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%
 - d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
 - e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%
 - f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - h. 4年以上5年未満 約定利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、証書式の場合には原則として預金証書を発行しないこととし、また、通帳式の場合には原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の

印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときも前記②と同様とします。

5. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始され場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、および証書・通帳は、譲渡、質入れすることはできません。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (5) 前1項から4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

11. (解約、書替継続等)

- (1) この預金は、当組合がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合には証書に記名のうえ届出の印章を押印し、通帳式の場合には当組合所定の払戻請求書に記名のうえ届出の印章を押印して証書または通帳とともに提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、

その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- e. その他前各号に準ずる行為

12. （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続きは、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書式の場合には証書に記名のうえ届出の印章を押印し、通帳式の場合には当組合所定の払戻請求書に記名のうえ届出の印章を押印して証書または通帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下『休眠預金等活用法』という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預け入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利息の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります）。
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。
- ⑤ 預金規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金者等の残高の確認等）
- ② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等、振込み・口座振替の予定等）
- ③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
- ④ 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

16. （休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

17. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があと認められる場

合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年 4月 1日改定